

●物品購入等の契約方法について

補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。これに反している場合は、補助対象となりません。

1. 物品の契約手続きについて

下表の区分に応じて、契約手続きを行うこと。

予定価格 (物品購入等)	予定価格 (印刷製本費・物品作成委託等)	市の契約手続き
80 万円以上	130 万円以上	一般競争入札・指名競争入札※
10 万円以上 80 万円未満	10 万円以上 130 万円未満	随意契約(2 者以上見積り)
10 万円未満	10 万円未満	随意契約(1 者見積り)

※指名競争入札によることができるのは以下のいずれかに当てはまる場合で合理的な理由がある場合に限り
ります。

- 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名競争入札とする場合には、必ず事前相談をお願いいたします。業者選定にあたっては、客観的に公平・公正な選定となるようにすること。また、原則 5 者以上指名すること。

2. 随意契約について

随意契約とは、競争(入札)の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法のことをいう。随意契約によることができるのは、下記のような場合で合理的な理由がある場合に限り
ます。

- 金額要件
予定価格が80万円未満(物品購入等)/130万円未満(印刷製本費・物品作成委託等)であること。
- 性質又は目的
契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合。
◀例> ・特殊な技術を要し、特定の業者と契約する場合。
・特定の者でなければ納入することができない場合。

金額要件以外の理由により、随意契約を行おうとする場合は、必ず事前相談をお願いいたします。

3. 入札手続

以下の流れで進めてください。原則、市職員は立ち会いませんが、予定価格が高額(500 万円以上)の場

●物品購入等の契約方法について

合、立ち会うことがあります。事前にご相談ください。

(入札の流れ)

① 仕様書等の作成

② 入札参加業者の資格要件の設定

具体的な資格要件としては、「格付け」、「実績」、「地域要件」や「欠格要件」などが挙げられます。

【参考】松戸市入札参加業者資格者名簿(松戸市ホームページ:事業者向け>入札・契約>入札参加申請>〇・〇年度松戸市入札参加業者資格者名簿について)

③ 予定価格の設定

予定価格とは、入札において落札となる上限の価格のことをいう。予定価格は適正に定め、記載した書面(予定価格調書)を封書にして開札場所に置くこと。

④ 入札公告

法人HPや法人掲示板等広く周知できる方法で、10日間以上(土日祝日を除く)掲示してください。証拠書類として写真等を残してください。

入札公告においては次の内容を明示すること。

①事業概要:件名、納入場所、発注者、調達物品、納入期限等

②応募要領:入札参加資格、入札説明書の交付場所・期間、入札日、問い合わせ先等

⑤ 仕様書等の配付

業者が適正な見積り及び入札を執行できるよう見積り用の仕様書、契約書案等を配布します。なお、入札参加者を一堂に集めるような現場説明会等は行わないこと。

⑥ 応募締め切り・入札参加事業者の資格確認

⑦ 入札の執行

入札の進行は、各種書類を慎重に確認しながら進めてください。2社以上札入れしない場合、入札不調として再募集になります。(ただし「辞退」と記入して札入れした場合は有効となります。)

(入札の進行例)

・出席確認

「出席の確認をします。」

・委任状提出

「代理人の方は委任状を提出願います。」

・入札書投函

「これより〇〇(件名)の入札を執行します。ご準備のできた方から、入札箱にご投函願います。」

●物品購入等の契約方法について

・開札

「それでは、開札いたします。」

・予定価格調書を開封し入札書と照合

◀A▶1度目の入札で落札になる場合

・入札結果の読み上げ

「入札結果の発表をいたします。」

最低入札書記載金額〇〇円、〇〇円(※2回繰り返す)

当金額に10%を加算した金額をもちまして、(株)〇〇を落札者といたします。

参考までに、他社の入札状況もご報告いたします。

(株)〇〇 〇〇円、〇〇円(※2回繰り返す)」

・終了

「以上をもちまして、本日の入札を終了いたします。」

◀B▶1度目の入札で落札にならない場合

・入札結果の読み上げ

「入札結果の発表をいたします。」

ご提出いただきました金額が、予定価格に達しませんでした。

落札者なしのため、2回目の入札をおこないます。

なお、1回目の最低入札書記載金額が〇〇円でしたので、〇〇円を超えた金額を2回目の入札書に記載しますと、無効となりますので、ご注意願います。

金額を出すことができない方は、金額欄に辞退とご記入ください。」

・入札書投函、開札、入札書の照合

・予定価格範囲内の入札があれば◀A▶へ。不調の場合◀C▶へ。

◀C▶2度目の入札で落札にならない場合

・入札結果の読み上げ

「入札結果の発表をいたします。」

最低入札書記載金額〇〇円、〇〇円(※2回繰り返す) (株)〇〇によるものでありますが、この金額でも予定価格に達しませんでした。落札者はなしとなります。松戸市の契約手続きに準じ、入札は2回までとなりますので入札は不調打ち切りといたします。」

・入札不調の場合、後日再募集となります。

入札金額が同額で「くじ引き」を行う場合

・入札結果の読み上げ

「入札結果の発表をいたします。」

最低入札書記載金額〇〇円、〇〇円(※2回繰り返す)であります。この金額での入札を行った業者が〇〇社おります。よって、くじ引きで落札者を決定いたします。」

●物品購入等の契約方法について

・【1回目】 順番決めのくじ

「最初にくじを引く順番を決めるくじを引いてください。」

・【2回目】 落札者決定のくじ

「それでは、(株)〇〇から落札者を決めるくじを引いてください。

くじを引いた結果、(株)〇〇が落札者に決まりました。」

・«A»へ

⑧ 契約の締結

入札を行った事業については、契約書を作成してください。また、実績報告時に入札関係書類を確認しますので、補助金関係書類として保管してください。

(参考)

予定価格……………消費税を含む総額

入札書比較価格……………予定価格に110分の100を乗じて得た額

入札書記載価格……………見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額

落札価格……………入札書記載金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額

契約金額……………入札書記載金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額